

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本方針「(1)適時適切な情報開示をとした経営の透明性確保、(2)株主に対する説明責任を重視した経営、(3)厳正な企業経営と効率的な企業運営体制の構築」を実現するためには、経営の意思決定を司る会議体において客観的な意見を交えた活発な協議・意見交換が可能であること、および、全役員・従業員の業務活動を決定事項に基づいて迅速に方向付けることが最も重要であると考えております。

当社は、これまで、2名の社外監査役による経営監視機能や社外専門機関との連携体制等が、経営の意思決定に対して監視機能を十分に発揮していること、および、決定事項については各営業エリアに配置した取締役が中心となって業務執行の迅速化に努めていることから、取締役会および監査役会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を採用してまいりました。しかしながら、当社の事業環境の変化を踏まえ、より一層信頼されるコーポレート・ガバナンス体制を構築する必要があると考え、取締役会の監査・監督機能の一層の強化を図っていくため、2021年6月24日開催の第70回定時株主総会の決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行いたしました。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
セーラー広告取引先持株会	528,100	13.97
セーラーグループ社員持株会	457,200	12.10
株式会社香川銀行	180,000	4.76
株式会社讀宣姫路	160,000	4.23
工藤 信仁	142,000	3.75
村上 義憲	139,600	3.69
株式会社百十四銀行	100,000	2.64
東京海上日動火災保険株式会社	100,000	2.64
株式会社中広	99,500	2.63
株式会社日鋼サッシュ製作所	92,000	2.43

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

大株主の状況は2021年3月末現在であります。

なお、当社は自己株式2,300,328株を保有していますが、上記大株主からは除いております。

また、割合は当該自己株式を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は支配株主を有しておらず、その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山内 直樹	他の会社の出身者											
田辺 真由美	公認会計士											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等 委員	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山内 直樹	○	○	――	山内直樹氏は、金融機関の取締役を経験し、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、当社における社外監査役としてのこれまでの実績から、引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断しております。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、会社法が定める社外取締役の要件および東京証券取引所の定める独立性判断基準の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。

田辺 真由美	○	○	当社は同氏が過去において所属していた会計事務所と顧問契約を締結しておりますが、当社は同事務所の主要取引先ではなく、会計に関して相談する程度であり、取引額も僅少であります。	田辺真由美(通称名:武田真由美)氏は、公認会計士としての高度な専門的知見を有し、税理士事務所の勤務経験から税務面にも精通しており、当社における社外監査役としてのこれまでの実績を踏まえ、引き続き、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に向けた経営の適切な監督および経営の健全性確保に貢献いただくことが期待できるものと判断しております。また、当社との間に特別な利害関係はなく、会社法が定める社外取締役の要件および東京証券取引所の定める独立性判断基準の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生ずるおそれがないと判断し、独立役員に指定いたしました。
--------	---	---	---	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由

監査等委員のうち1名は常勤監査等委員であり、また、監査等委員会は、総務局および内部監査部門と連携して円滑な職務遂行を図っていることから、監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置いておりません。ただし、監査等委員会において、監査等委員会の職務を補助すべき取締役および使用人を置くことの求めがあった場合にはこれを置くものとしています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社内部監査室は、各事業年度に策定する内部監査計画に基づき、各業務執行部門の業務監査および会計監査、監査結果の代表取締役社長への報告、業務改善指導および確認等を行うほか、必要ある場合には臨時の内部監査を実施し、監査等委員および監査法人との連携を保ち、内部統制体制の強化に努めております。

また、監査等委員である社外取締役は、取締役会、監査等委員会等において、内部監査、コンプライアンスの状況、内部統制システムの構築・運用状況、監査等委員会監査および会計監査の結果について報告を受けております。監査等委員である社外取締役と常勤の監査等委員とは常時連携を図り、内部監査室・会計監査人からの報告内容を含め経営の監視・監査に必要な情報を共有しております。また、内部統制につきましては、総務局長から評価結果等に関する資料の提供を受け、必要の都度、情報を聴取しており、監査等委員である社外取締役は、これらの情報を活用し、取締役会において経営の監視・監査を行っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役を2名選任しております。

社外取締役の選任においては、会社法が定める社外取締役の要件および東京証券取引所が定める独立役員の独立性判断基準に基づいて選定を行うほか、会社経営の実務経験があること、企業のパフォーマンスを評価できるファイナンス知識を有していること、当社の業界に関する知見を有していることなど、取締役会に対し建設的な意見具申が期待できる人物を選定する方針であります。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等につきましては、固定報酬と賞与で構成しております。固定報酬は、経営環境、同業他社の状況、当社の業績等を考慮した報酬水準とし、役割責任に応じた報酬として支給しております。賞与につきましては、株主との価値共有を図るため事業年度の業績を勘案し、賞与を支給するのに十分な連結の当期純利益を確保したと判断される場合に、その支給の可否を決定しております。なお、当社におきましては、過年度の業績推移およびその内容、ならびに、特別損益による業績への影響を総合的に判断して当社業績を評価し、過年度を含めた連結の親会社株主に帰属する当期純利益額の獲得状況から役員賞与の支給有無を決定しておりますので、具体的な目標値は定めておりません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

当社は、企業内容等の開示に関する内閣府令に従い役員報酬の開示を行っております。
2020年4月1日から2021年3月31日までの期間における報酬額は以下のとおりです。
取締役に支払った報酬68,981千円(うち社外取締役に支払った報酬—千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬等に関する事項につきましては、以下の方針に基づき定時株主総会終了後の取締役会において、個人別の報酬等の額の決定とあわせて決定しております。

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等につきましては、固定報酬と賞与で構成しております。固定報酬は、経営環境、同業他社の状況、当社の業績等を考慮した報酬水準とし、役割責任に応じた報酬として支給しております。賞与につきましては、株主との価値共有を図るため事業年度の業績を勘案し、賞与を支給するのに十分な連結の当期純利益を確保したと判断される場合に、その支給の可否を決定しております。なお、当社におきましては、過年度の業績推移およびその内容、ならびに、特別損益による業績への影響を総合的に判断して当社業績を評価し、過年度を含めた連結の親会社株主に帰属する当期純利益額の獲得状況から役員賞与の支給有無を決定しておりますので、具体的な目標値は定めておりません。

監査等委員である取締役の報酬等につきましては、監査等委員である取締役の協議により決定しております。なお、監査等委員である取締役に對しましては、その職務執行の対価としての報酬が業績の成果と連動して増減させることに馴染まないことから、賞与は支給せず、固定報酬のみといたしております。

取締役の報酬限度額につきましては、2021年6月24日開催の第70回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額につきましては、賞与を含み、年額1億5,000万円以内とする旨を決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬限度額につきましては、年額2,000万円以内とする旨を同株主総会において決議いただいております。また、当該決議に係る支給対象の監査等委員である取締役は3名であります。

当事業年度におきましては、第70回定時株主総会後に開催された取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容、ならびに、固定報酬額について全取締役個々の配分を決定いたしました。また、取締役の個人別の報酬等の内容ならびに報酬等の額の決定にあたっては、株主総会でご承認いただいた報酬限度額の範囲内で、取締役会が原案について内規および決定方針との整合性を含め総合的に検討した結果、決定方針に沿うものであると判断いたしております。なお、当事業年度における賞与引当額はありません。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は、取締役会、監査等委員会等において、内部監査、コンプライアンスの状況、内部統制システムの構築・運用状況、監査等委員会監査および会計監査の結果について報告を受けております。監査等委員である社外取締役と常勤の監査等委員とは常時連携を図り、内部監査室・会計監査人からの報告内容を含め経営の監視・監査に必要な情報を共有しております。また、内部統制につきましては、総務局長から評価結果等に関する資料の提供を受け、必要の都度、情報を聴取しており、監査等委員である社外取締役は、これらの情報を活用し、取締役会において経営の監視・監査を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

○取締役会

当社の取締役会は、代表取締役村上義憲が議長を務め、取締役副社長間敬三、常務取締役萱原一則、取締役森川稔、取締役高藤聖二の監査等委員である取締役を除く取締役5名、および、取締役(常勤監査等委員)原測定夫、社外取締役(監査等委員)山内直樹、社外取締役(監査等委員)田辺真由美の監査等委員である取締役3名で構成し、原則毎月1回開催しており、法令で定められた事項のほか経営に関する重要事項の報告および意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。また、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の人事のほか、処遇に関わる運営の透明性を高めるため、取締役(監査等委員である取締役を除く。)については報酬を含む処遇の決定はすべて取締役会に諮ることとしております。その他、月次決算に関する予算と実績の比較検討を行い、経営判断の適正化に努めております。

○監査等委員会

当社の監査等委員会は、取締役(常勤監査等委員)原測定夫が議長を務め、社外取締役(監査等委員)山内直樹および社外取締役(監査等委員)田辺真由美の2名を加えた合計3名で構成しており、原則毎月1回開催し、全監査等委員出席のもと重要事項の協議等を行っております。また、毎月1回開催される取締役会に出席するほか、必要に応じてその他重要な会議へ出席し、取締役の業務執行を監視するとともに、会社の業務全般について適法かつ適正に行われているか監査しております。

なお、常勤監査等委員である原測定夫が連結子会社5社(株式会社あわわ、アド・セイル株式会社、株式会社ゴング、株式会社エイ・アンド・ブイ、株式会社FISH)の監査役を兼任し、グループに亘る経営監視体制を強化しております。

○経営会議

当社の経営会議は、代表取締役村上義憲が議長を務め、取締役副社長間敬三、常務取締役萱原一則、取締役森川稔、取締役高藤聖二、および、取締役(常勤監査等委員)原測定夫、ならびに、執行役員西分太郎のほか、各子会社社長で構成し、毎月1回開催しております。経営会議では、予算管理と業務執行状況を中心とした報告のほか、取締役会決議事項の事前確認を行い、当社グループの業況の把握と情報の共有化に努めております。

○コンプライアンス委員会

当社は、業務執行部門から独立した立場で、より実効性の高い法令遵守体制の構築を目指し、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会は、取締役森川稔が委員長を務め、常務取締役萱原一則、取締役高藤聖二、執行役員西分太郎のほか企画制作局から1名と常勤監査等委員原測定夫が出席し、原則毎月1回開催しており、コンプライアンスに関する組織、体制、規程等に関する審議、業務執行部門に対する報告徴求および重大なコンプライアンス違反に対する再発防止策の審議を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主の皆様や取引先をはじめとする様々なステークホルダーに社会的な存在として認められ、共感を得られる経営を目指しており、各ステークホルダーに対する企業価値を高めることを経営の基本方針としております。当方針に基づき、「企業と生活者を結ぶ情報の橋渡し役として社会生活の向上と文化の発展に寄与する」という社会的責任を果たすべく、内部管理(マネジメント)と外部報告(コミュニケーション)、すなわち内部統制体制と情報開示体制の強化が重要であるとの認識のもと、「(1)適時適切な情報開示をとおした経営の透明性確保、(2)株主に対する説明責任を重視した経営、(3)厳正な企業経営と効率的な企業運営体制の構築」をコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方としております。

また、株主・投資家の皆様へは、会社情報の適時開示に係る社内体制により、迅速かつ正確な情報開示に努めるとともに、経営の透明性を高めてまいります。当社はこのコーポレート・ガバナンスに関する基本方針を実現するためには、経営の意思決定を司る会議体において客観的な意見を交えた活発な協議・意見交換が可能であること、および、全役員・従業員の業務活動を決定事項に基づいて迅速に方向付けることが最も重要であると考えており、社外の客観的な意見を取り入れ、経営に迅速に活かすことのできる現体制、すなわち、取締役会および監査等委員会を中心としたコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆様にご提案を充分ご検討いただけるよう、毎年株主総会招集通知の早期発送に努めており、2021年6月24日開催の第70回定時株主総会招集通知は、2021年6月8日に発送いたしました。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は、株主総会を株主様と経営陣との重要なコミュニケーションの場と位置付け、より多くの株主の皆様にご出席いただけるよう、毎年6月25日を基準として集中日を避けて開催しています。なお、2021年6月実施の定時株主総会は6月24日に開催いたしました。
その他	定時株主総会に係る議決権行使結果は臨時報告書として開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内のIR情報サイトに決算情報をはじめ適時開示資料を中心に掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	担当部署名 総務局	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社倫理規範第5条(情報開示と透明性)に「私たちは、幅広いステークホルダーに、必要な企業情報を適時・適正に開示し、透明性を高めます。」と定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	広告会社の社会的責任である『広告活動をととした地域貢献』を達成するために、地元物産や地元観光地を周知するキャンペーン活動を、香川県、愛媛県、岡山県などの官公庁から受託し、地元企業としてのCSR活動に取り組んでおります。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

○ 内部統制システムの基本方針

当社グループは、コンプライアンスを徹底し、リスクを管理しながら業務を適正かつ効率的に遂行するとともに、財務報告の信頼性を確保するために、内部統制システム構築の基本方針を以下のとおり定め、金融商品取引法およびその他の法令への適合を含め、「業務の有効性と効率性の向上」、「財務報告の信頼性の確保」、「法令等の遵守」および「資産の保全」を目的として、内部統制の仕組みを整備、構築し、業務の改善に努める。

1. 当社グループの取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループの取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、以下(a)から(h)について定める。

- (a) 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」および「財務報告の信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
- (b) コンプライアンスを経営の重要課題のひとつと位置づけ、社員に対しその重要性を強調、明示し、企業風土作りに努め、当社における重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等の報告を受けた場合には、遅滞なく取締役会または経営会議に報告する。
- (c) 取締役会は、取締役会等重要な会議をとおり各取締役の職務執行を監督し、監査等委員である取締役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査する。
- (d) 社外の弁護士その他第三者機関との関係を保ち、必要がある場合に意見を求め、法令違反等の未然防止に努める。
- (e) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制を確保する。
- (f) 反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める。
- (g) グループ内すべての取締役、監査役、執行役員および使用人からのコンプライアンス違反に対する社内通報体制として、内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。
- (h) 内部監査責任者は内部監査規程に基づき法令および定款の遵守体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査等委員である取締役へ報告する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制として、以下(a)から(c)について定める。

- (a) 取締役の職務執行に係る情報については、取締役会規程、稟議規程、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存および管理することとし、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。
- (b) 前項に係る事務は総務局が所管し、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理について継続的な改善を行う。
- (c) 内部監査責任者は内部監査規程に基づき取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に対して監査を行い、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査等委員である取締役へ報告する。

3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制として、以下(a)から(f)について定める。

- (a) リスク管理体制を整備するために、リスク管理に係る規程を定める。
- (b) グループ内リスク管理体制強化のため、総務局内に内部統制担当者を置き、内部統制担当者は、グループにおけるリスク管理および内部統制の状況を点検し、改善を推進する。
- (c) 販売先、仕入先、銀行、関係会社との取引は、業務分掌・職務権限表、稟議規程、営業管理規程、経理規程、関係会社管理規程、文書管理規程に基づいて行い、総務局長を責任者として管理の事務局は総務局が行う。
- (d) 重要情報の適時開示を果たすため、取締役は、会社の損失に影響を与える重要事実の発生の報告を受けた場合は、遅滞なく取締役会または経営会議に報告し、取締役会または経営会議において報告された情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行う。また、必要がある場合、社長を本部長とする対策本部を設置し、顧問弁護士等を含めたチームを組織し、迅速な対応を行い、損害の拡大防止体制を整える。
- (e) 取締役、執行役員、子会社社長は、取締役会において会社の財務状況の把握に努め、担当する部門における月次の損益状況を報告し、会社の損失に影響を与える重要事実が発見された場合は、その情報が開示すべきものかどうかを判断し、適時適切な開示を行う。
- (f) 内部監査責任者は内部監査規程に基づきリスク管理体制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査等委員である取締役へ報告する。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制および子会社からの報告に関する体制

当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として以下(a)から(d)について定める。

- (a) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、経営に関わる業務執行上の重要案件については、取締役および子会社代表取締役から構成される経営会議において事前審議を行い、その審議を経て執行決定を行うこととし、経営会議は月1回開催する。
- (b) 取締役の業務執行については、取締役会規程、稟議規程、業務分掌・職務権限表、執行役員規程に基づきそれぞれの責任者およびその責任、執行手続等について定めることとする。
- (c) 取締役が業務執行を効率的に行うために、業務の合理化および手続き等の簡略化に努め、必要あるときは総務局からの助言を得る。
- (d) 業務の効率化を図るため、内部統制が有効に機能するようITシステムに関する整備を推進する。

5. 当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループの使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制として、以下(a)から(d)について定める。

- (a) 当社グループの社会的責任を果たすため、「法令遵守」、「倫理面の充実」、「社会貢献」および「財務報告への信頼性」を柱とする倫理規範を定め、法令を遵守し、高い倫理規範を持って行動する。
- (b) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置し、内部監査責任者は内部監査規程に基づき監査を実施する。
- (c) 当社グループにおける重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等に対する報告体制として、社外の弁護士その他第三者機関との情報の授受は総務局が行い、知り得た情報は遅滞なくコンプライアンス管理責任者である総務局長を通じて、取締役会または経営会議に報告する。
- (d) グループ内使用人からのコンプライアンス違反に対する社内通報体制として、内部通報制度を整備し、その運用に関する規程を定め、是正、改善の必要があるときは速やかに適切な措置をとる。

6. その他当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、以下(a)から(d)について定める。

(a) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、関係会社管理規程を定め、関係会社の管理は総務局が行い、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく関係会社管理責任者である総務局長を通じて、取締役会または経営会議に報告する。

(b) 内部監査責任者は、内部監査規程に基づき関係会社の監査を定期的実施し、その結果について社長に報告する。また、関係会社に重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見した場合、遅滞なく社長を通じて、取締役会または経営会議に報告し、同時に監査等委員である取締役へ報告する。

(c) 関係会社は、関係会社管理規程に定める報告事項に関して報告しなければならない。また、企業集団全体に関する会議へ参加しなければならない。

(d) 内部統制システムを整備するに当たっては、当社グループ全体に亘る体制を整備する。

7. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、当社の使用人から補助者を任命することができる。ただし、補助者は業務の執行に係る役職を兼務してはならない。

8. 前号の使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

当該補助者の評価、任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定する。

9. 当社グループの取締役および使用人が監査等委員に報告するための体制

監査等委員である取締役は、監査等委員会規程に基づき取締役会および重要な会議への出席、関係資料の閲覧等を行い、積極的な意見交換を行うことができるほか、必要があれば取締役および使用人に対しその説明を求めることができる。

また、企業集団において重要な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実等が発見された場合は、遅滞なく監査等委員へ報告する。

10. その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制として、以下(a)から(e)について定める。

(a) 内部監査責任者は、内部監査規程および監査等委員会規程に基づき、内部監査の計画の立案および実施に当たっては、監査等委員会と緊密な連携を保つと同時に、定期的な報告を行い、必要に応じて特定事項の調査の依頼を受けることができる。

(b) 内部監査担当者は、監査等委員会と緊密な連携を保つとともに、監査等委員からの求めに応じて関係部署とともに監査上必要な調査を行う。

(c) 監査等委員会監査事務に不都合がある場合は総務局においてこれを補助する。

(d) 監査等委員会は当社のコンプライアンス体制に問題があると認めるときは、その意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

(e) 監査等委員会は、その職務の遂行に関し、弁護士、公認会計士、税理士等の外部専門家を活用ことができ、会社の定める手続きに従い請求することによって、その費用を会社負担とすることができる。

11. 財務報告の適正性を確保するための体制

金融商品取引法第24条の4の4の定めに基づき、財務報告の適正性を確保するための体制として、以下(a)から(f)について定める。

(a) 当社グループの財務報告が適正に行われるよう、当基本方針に基づく経理業務に関する規定を定めるとともに、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。

(b) 財務報告に関して重要な虚偽記載が発生する可能性のあるリスクについて識別、分析し、財務報告への虚偽記載を防ぐため、財務報告に係る業務についてその手順等を整備し、リスクの低減に努める。

(c) 内部統制担当者は、内部統制の不備に関する重要な事実等が発見された場合、遅滞なく、取締役会または経営会議に報告する。また、併せて監査等委員会へ報告する。

(d) 上記(a)から(c)に掲げる方針および手続等を運用するに当たり、IT環境の適切な理解とこれを踏まえたITの有効かつ効率的な利用を推進し、ITに係る全般統制および業務処理統制の整備に努め、迅速かつ適切な対応ができるようにする。

(e) 内部監査部門は、財務報告に係る内部統制に対して監査を行い、その有効性について評価し、是正、改善の必要があるときは、遅滞なく社長に報告し、同時に監査等委員会へ報告する。

(f) 財務報告に係る内部統制システムの具体的な整備および運用に関しては、「財務報告に係る内部統制の整備運用規程」に定める。

○業務の適正を確保する体制の運用状況(2021年3月期)

1. 取締役の職務執行およびグループ管理体制

当社は、「取締役会規程」に基づき、取締役会を毎月2回開催し、監査役の出席のもと、経営に関する重要事項の報告および決議を行っております。また、コーポレート・ガバナンス体制を強化するため、取締役の1年任期制を採用しており、さらに、取締役の人事、処遇に関わる運営の透明性を高めるため、取締役については報酬を含む処遇の決定はすべて取締役会に諮ることとしております。

上記のほか、当社は、取締役会とは別に経営会議を開催しております。経営会議は、基本的には毎月前半の取締役会と同日に開催し、取締役、常勤監査役および子会社代表取締役の出席のもと重要事項の報告および審議を行い、業務執行における重要事項の意思統一を図っております。なお、必要によりその他幹部社員の出席を要請しております。

2. 監査役の職務執行

当社は監査役制度を採用しており、監査役は現在3名で、うち1名が常勤監査役で、残り2名が会社法第2条第16号に定める社外監査役の条件を満たす者であります。監査役は、毎月開催される取締役会やその他重要な会議へ出席し、取締役の業務執行の監視および会社の業務全般について適法かつ適正に行われているかを監査計画に基づき監査しております。また、毎月開催する監査役会において全監査役出席のもと監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、毎月開催する監査役会において全監査役出席のもと監査に関する重要事項の協議等を行っております。

当社の社外監査役は2名で、社外監査役山内直樹は、長年に亘る企業経営の経験から企業の経営および会計に関する相当程度の知見を有する者であり、社外監査役田辺真由美は、公認会計士としての実務経験に基づく経営に関する高い見識を有する者であります。当社は、両名に対して、専門的見識からの意見表明だけでなく、社内常識の形骸化によって生じるおそれのある内部統制リスク等に関してリスク管理体制について客観的な評価を求めています。また、社外監査役2名は、取締役会に出席し、議事録、計算書類、その他重要書類等の閲覧を行ったうえで常勤監査役による監査情報を聴取することによって、グループ全体に亘る状況の把握に努めております。さらに、内部監査人および監査法人の監査方針や実施計画書を閲覧し、監査結果等に関して適宜意見を聴取しております。

3. 内部監査およびリスク管理体制

当社コンプライアンス委員会は、取締役4名、監査役1名、総務局次長1名、内部監査員1名および事務局1名で構成しております。業務執行部門から独立した立場で、コンプライアンスに関する組織、体制、規程等に関する審議、業務執行部門に対する報告徴求および重大なコンプライアンス違反に対する再発防止策の審議によって、より実効性の高い法令遵守体制の構築を目指しております。

また、専任者1名で構成しております当社内部監査室は、各事業年度に策定する内部監査計画に基づき、各業務執行部門の業務監査および会

計監査、監査結果の代表取締役社長への報告、業務改善指導および確認等を行うほか、必要ある場合には臨時の内部監査を実施し、監査役および監査法人との連携を保ち、内部統制体制の強化に努めております。また、子会社への内部監査も実施しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、内部統制システム構築の基本方針第1条(6)に定める「反社会的勢力との関係は、法令違反に繋がるものと認識し、その取引は断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努める」ことを基本的な考えとしております。また、当社グループ倫理規範第7条(反社会的勢力の排除)に「私たちは、社会正義を貫徹し、顧客、市場、会社からの信頼を勝ち得るべく、反社会的勢力の不当な介入を許すことなく、断固として排除します。」と掲げ、グループを挙げて反社会的勢力による被害の防止に努めております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 対応統括部署、不当要求防止責任者の設置状況および外部の専門機関との連携状況

当社総務局を対応統括部署とし、不当要求防止責任者を選任、香川県警察本部の主催する講習会に参加しています。

(2) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

当社は、取引先との取引開始時には必ず「記事検索」、「企業検索」等を利用した企業調査を行い、取引先が反社会的勢力と関わりがないことを確認するほか、信用調査等に該当しない場合でも、相手方の人相、風体、話しぶり等によって疑念が生じた場合は、総務局長に相談することとしております。

(3) 対応マニュアルの整備状況

当社は、社内イントラネット上に、日常業務での注意点、面談要求への対応などを記載した「反社会的勢力対応マニュアル」を掲載し、常時全役職員が閲覧可能としております。

(4) 社内啓蒙活動

当社は、総務局が中心となって適宜個別に反社会的勢力排除に向けた基本方針等について説明を行っています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

会社の経営方針の決定を支配することが可能な量の株式を保有する株主についての基本的な対処方針については、現在の株主構成等を鑑み、新株予約権をあらかじめ発行するような防衛策(ライツプラン)等のいわゆる買収防衛策は現時点では導入しておりません。なお、かかる事態が生じた場合は、代表取締役をととして取締役を招集し、対策等を協議いたします。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

○ 適時開示体制

当社は、総務局を適時開示担当部署とし、当社各部署および子会社に関する重要な「決定事実」、「発生事実」および「決算情報」を総務局長である情報開示担当責任者に集約させ、当社グループ全体に関わる会社情報の適時適正な管理と把握に努めております。

会社情報の適時開示に係る社内体制は、以下のとおりです。

(1) 決定事実

当社の重要な事実については、毎月1回開催する経営会議において各取締役の報告のもと十分な審議を行った後、毎月開催する取締役会のほか、必要に応じて開催される臨時取締役会において決定しております。また、子会社における決定事項は子会社社長により情報開示担当責任者に報告され、情報開示担当責任者は、当該内容を代表取締役社長または取締役会へ報告しております。情報開示担当責任者は、取締役会において決定あるいは報告された重要事実について、東京証券取引所適時開示等の規則に定められた事項を判断基準に公表の是非を検討、重要な決定事実であると判断した場合、速やかに情報開示部署をととして開示しております。

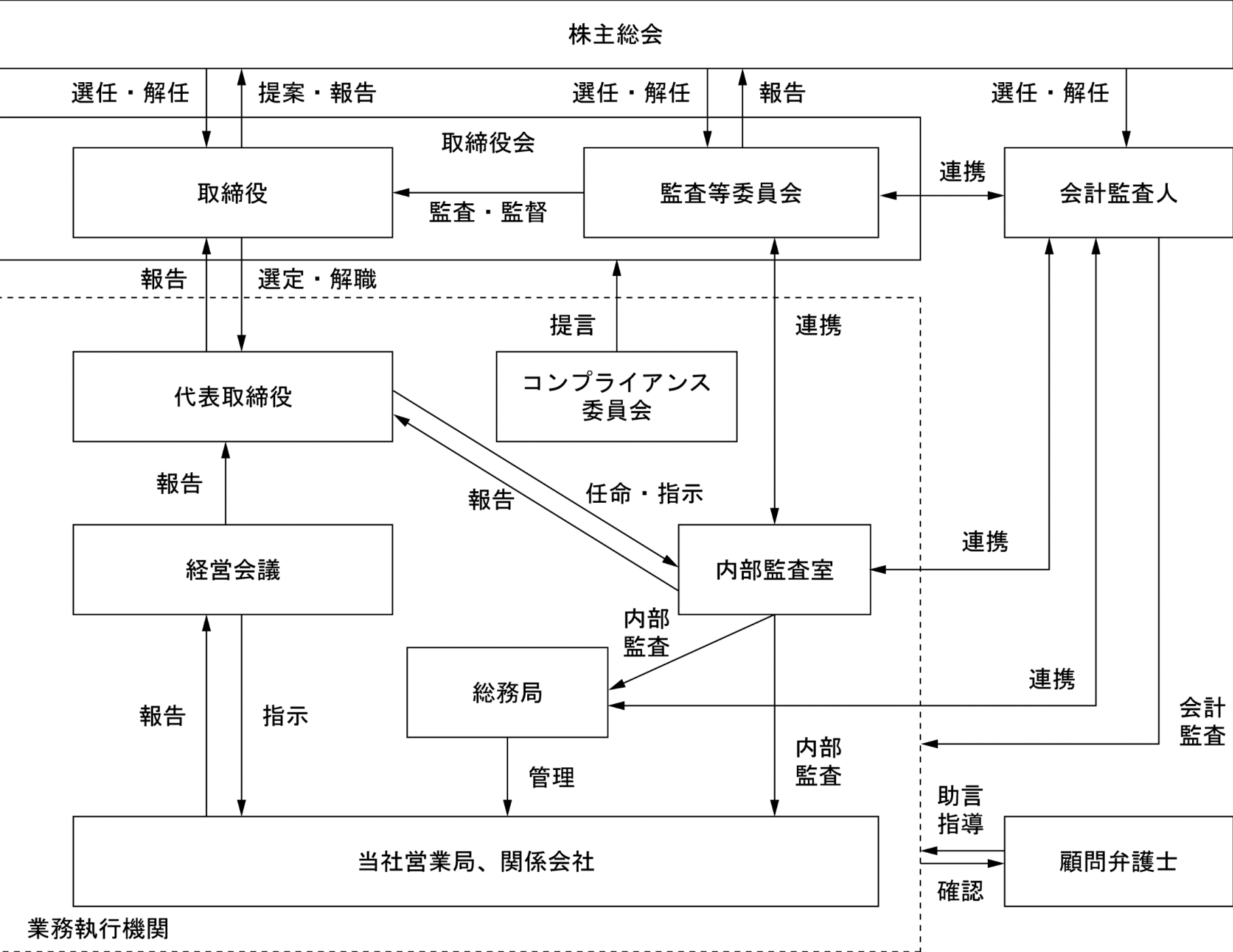
(2) 発生事実

当社の重要な事実が発生した場合、発生事実認識部署は担当取締役経由で情報開示担当責任者へ報告しております。子会社において当該事実が発生した場合も、子会社社長が同責任者へ報告しております。情報開示担当責任者は、当該内容を代表取締役社長または取締役会へ報告し、公表の是非を検討した後、重要な発生事実であると判断した場合、速やかに情報開示部署をととして開示しております。

(3) 決算情報

当社経理部でとりまとめた当社決算情報は、法令等に定められた手続に則り、監査法人および監査等委員会の監査を経て取締役会へ付議され、取締役会がこれを承認しております。子会社において承認された決算情報は、情報開示担当責任者をととして取締役会へ報告されております。公表に値する決算情報については、情報開示担当責任者の指示に基づき情報開示部署をととして速やかに開示しております。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要（模式図）】



【セーラー広告グループ 情報開示体制（模式図）】

